

確定申告等のための

農業所得の収支計算について

農業所得の計算は、「農業で得た総収入金額」から「農業でかかった必要経費」を差し引いて計算する収支計算が原則です。以下、収入と経費の具体例をあげていますので、参考としてください。また、申告の際は、収支内訳書の添付が必要となりますので、その作成のために、「収入・経費集計表」をご利用ください。なお、収支未記入の場合は申告受付ができません。

収入金額	－ 必要経費	= 所得金額
-------------	---------------	---------------

○収支計算に必要な書類 ※紛失された場合は、可能な限り再発行をお願いします。

<ul style="list-style-type: none"> ・農業関連で口座取引のある通帳 ・収入金がわかる書類(仕切り書、生産者別控除明細表等) ・固定資産税納税通知書 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要経費の領収書
(該当者のみ)	
<ul style="list-style-type: none"> ・米穀生産者別持分明細書 ・集落営農構成員精算通知書 	<ul style="list-style-type: none"> ・JA購買代金決済明細書 ・営農組合個人持分表

○計上の留意点

担い手組織所属の場合：通帳に「担い手組織」と表示があるものは計上せず、集落営農構成員精算通知書の①収入金額および②経費を計上する。

営農集団所属の場合：「個人帰属組合収入金額」、「個人帰属組合費用金額」は営農組合個人持分表により計上する。

○収入として申告するもの

①	販 売 金 額	JAへの販売金額(米、麦、大豆、果樹、野菜) 市場への販売金額 個人売りした販売金額
②	家 事 消 費 分	1. 保有米 単価 品種により計算する (カントリー保有米、出荷しないで保有した米) 2. 自家用野菜 販売金相当額で計算する 3. 自家用果樹 販売金相当額で計算する (米・果樹等で、贈答した分も含める)
③	雑 収 入	共済受取金(米・麦・大豆・果樹・野菜)、水稻麦種子助成金、小作料受取金、農作業受託料受取金、堆肥購入補助金、営農集団個人帰属収入金・日当賃金(持分表)、中山間個人帰属収入金、担い手精算書収入金額、集荷円滑化対策助成金、農作物台風災害見舞金、柿予約奨励金、生柿奨励金、柿預かり戻し、持続化給付金等 ……その他農業に関する収入 経営所得安定対策 法人→法人地代・委託料

○必要経費の各科目の具体例等(農業経営に関するものに限る)

⑧	雇人費	常雇・臨時雇人などの 労賃 および賄費(シルバー人材センター支払金)明細書必要
⑨	小作料・賃借料	農地の賃借料、農地以外の土地、建物賃借料、賃耕料、農機具の賃借料、農業協同組合などの施設利用料(領収書等で確認)
⑩	減価償却費	建物、農機具などの償却費(倉庫、軽トラックは農業用割合をかけて計算) ・10万円未満の農機具は農具費で控除 ・10万円以上の農機具は減価償却計算 ただし、10万円以上20万円未満の農機具は、選択により3年間の均等償却ができる
⑪	貸倒金	売掛金などの貸倒損失
⑫	利子割引料	借入金の利子等(農林公庫、農業近代資金の借入利息、 農機具のローン利息)
イ	租税公課	税込経理方式による消費税及び地方消費税の納付税額、事業税、固定資産税(土地、建物、償却資産)、自動車税(取得税、重量税を含む)、不動産取得税などの税金、水利費、農業共同組合費など公課 ※所得税、相続税、住民税、国民健康保険税、国民年金保険料、国税の延滞税、加算税、地方税の延滞金・加算金、罰金、科料、過料、交通反則金などは必要経費になりません。 固定資産税 (農地や農業用倉庫)、 農業機械の軽自動車税 軽トラック・普通トラックの 自動車税 (農業用割合をかけて計算) 車両の購入・車検時の 自動車取得税 、 自動車重量税 (農業割合をかけて計算) 地元の 水利費 、 農協賦課金 、 農政連負担金 、 区費(農地分)
ロ	種苗費	種、苗類、種いもなどの購入費用(自給分は、収穫したときの価額によって記入) ※領収書(レシート)または通帳等で確認
ハ	素畜費	子牛、子豚、ひななどの取得費および種付料
ニ	肥料費	肥料の購入費用 ※領収書(レシート)または通帳等で確認
ホ	飼料費	飼料の購入費用 ※領収書(レシート)または通帳等で確認
ヘ	農具費	使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満の農具の購入費用 ※領収書等で確認
ト	農薬衛生費	農薬の購入費用や共同防除費用 ※領収書(レシート)または通帳等で確認
チ	諸材料費	ビニール、むしろ、なわ、釘、針金などの諸材料の購入費用 ※領収書(レシート)または通帳等で確認
リ	修繕費	農機具、農業用自動車、建物などの修理に要した費用(大規模改修は減価償却) ※軽トラックなどの車検代(農業用割合をかけて計算) ※領収書・通帳等で確認
ヌ	動力光熱費	農業用の電気料、水道料、ガス代、灯油やガソリンなどの燃料費(家庭用は対象にならない) ※領収書・通帳等で確認
ル	作業用衣料費	作業衣、地下たびなどの購入費用(家庭用は対象にならない) ※領収書等で確認
ヲ	農業共済掛金	水稻、果樹、家畜などに係る 共済掛金
ワ	荷造運賃手数料	出荷の際の包装費用、運賃や出荷(荷造)機関に支払う手数料 ※領収書・通帳等で確認 (カントリー固定費、販売対策費等)
カ	土地改良費	土地改良事業の費用や客土費用(土地改良区賦課金等) ※領収書・通帳等で確認
ヨ	損害保険料	自動車 任意保険 ・ 強制保険 (農業割合をかけて計算)
タ	外注委託費	農作業委託料、ヘリ防除委託料、営農組合に支払った作業委託料 ※領収書・通帳等で確認
ツ	雑費	農業経営上の費用で他の経費に当てはまらない経費 ※通帳・持分明細書等で確認 (集荷円滑拠出金 、 営農集団個人帰属組合費用 、 担い手精算書経費 、耕作証明書等)